

壱岐市農業委員会定例会（令和３年９月）

議 事 録

1. 開催日時 令和３年９月２４日（金） 午前９時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員 １６名
4. 欠席委員 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程
 - 第１．議事録署名委員の指名 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員
 - 第２．議案第４５号 農地法第３条の規定による許可申請について
 - 議案第４６号 農地法第４条の規定による許可申請について
 - 議案第４７号 農地法第５条の規定による許可申請について
 - 議案第４８号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第４９号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第５０号 壱岐市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（変更）（案）に対する意見について

7. その他

事務局 皆さん改めましてお早うございます。
ご案内の時間となりましたので、只今より令和３年９月の農業委員会の総会を開催致します。
本日は、・ ・ 委員さん、・ ・ 委員さん、・ ・ 委員さんから欠席の届けが出ております。
本日の出席委員は１９名中１６名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
それでは、・ ・ 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長

【会長挨拶】

それでは、早速これより、議事に入りたいと思います。まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・ ・ 委員、・ ・ 委員をお願いを致したい

と思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・を指名致します。

それでは、日程第2の議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は全て個人ですので、「農地所有適格化法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。

それから、3件共交換、売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

38番 土地の所在

郷ノ浦町里触 字石形 地目 畑 面積 504㎡

同じく 地目 畑 面積 899㎡

計 畑が2筆で1,403㎡

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が5,503㎡、畑が5,425㎡、計10,928㎡です。

申請理由

譲渡人 市道黒崎線拡張工事の用地取得に伴い譲受人所有の郷ノ浦町里触字石形・・・の畑 1,416㎡と交換する。

譲受人 譲渡人の要望により交換し、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、交換です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具は、トラクター、草刈り機、軽トラを所有してあります。田植え、稲刈りは委託をされています。農作業暦は本人30年、母60年です。

通作距離は、300m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。9月21日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 はい、担当の・・・でございます。只今の説明のあった通りでございますが、交換する土地は若干狭くなる訳でございますけれども、前の土地が非常に傾斜が厳しくて作付けに困難をきたしておりまして、今度の土地は真っ直ぐで非常に飼料作物を作付けにも良い所でございます。牛も約5頭から6頭程度、飼っているようでございますので、頑張って飼料作物を作付けるようでございます。よろしく審議の程をお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第45号38番は決定いたします。

続きまして、39番の説明を求めます。

事務局 はい、39番 土地の所在

勝本町西戸触 字ヲロフル・・・・ 地目 畑 面積 6 2 4 m²

同じく・・・・ 地目 畑 面積 1, 2 3 2 m²

同じく・・・・ 地目 畑 面積 1, 1 8 2 m²

計 畑が3筆で3, 0 3 8 m²

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が27, 5 4 2 m²、畑が6, 7 7 1 m²、計34, 3 1 3 m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できない為、譲受人へ売却したい。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて経営規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・麦の作付け及び野菜の栽培です。農機具はトラクター、田植え機、草刈り機、軽トラを所有してあります。コンバインは共同のものを利用してあります。農作業暦は本人45年、妻40年、子6年です。

通作距離は、100m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、野菜を栽培する計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

9月21日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・・です。事務局より説明のあった通り21日に・・・さん立ち会いの下、現地を確認致しました。

・・・さんは後継者も居られて農業に従事されておりますので、何ら問題はないと思いますので、皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第45号39番は決定いたします。

続きまして、40番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。40番 土地の所在

勝本町本宮南触 字三明田・・・・ 地目 田 面積 2, 203㎡

同じく・・・・ 地目 田 面積 142㎡

計 田が2筆で2, 345㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が9, 503㎡、畑が4, 131㎡、計13, 634㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で管理できないため、義父の実家の後継者に売却したい。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、ロールベアラ、モミ乾燥機、軽トラを所有してあります。

農作業暦は本人、6年、父母共に20年です。通作距離は1.7km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、イタリアン・WCSを作付ける計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。9月21日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・・さんが体調不良で今日はお休みという事なので、私が代わりに補足説明を致します。

事務局の説明の通り9月21日に現地確認を致しました。

譲渡人と譲受人は親戚関係にありまして、譲受人の・・・さんは農協に勤めながら95歳のお爺さんとお両親と牛と水稻に頑張っておられます。この水田にもイタリアンとWCSを作付ける計画であります。

何ら問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第45号40番は決定いたします。

続きまして、議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたしますが、8頁の議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」の15番は関連がございますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願い致します。議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

5番 土地の所在

勝本町西戸触 字西ノ前 ・・・・ 地目 畑 面積 51㎡

転用目的 資材置場

申請人、・・・・・・

申請理由 既存の資材置場が手狭となり、新たな資材置場が必要となったので申請します。というものです。

農振農用地区域外の農地で農地の区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。

続きまして、8頁をお願い致します。議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出され

たので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

15番 土地の所在

勝本町西戸触 字西戸 地目 田 面積 83㎡

転用目的 資材置場

譲渡人、.

譲受人、.

申請理由 既存の資材置場が手狭となり、新たな資材置場が必要となったので申請します。というものです。権利の設定内容は、売買です。

農用地区域除外は議案発送時には令和3年9月13日予定としておりましたが、16日に県の同意を得て完了を致しております。農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は16頁から18頁です。9月21日に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。

事務局と・・さんと9月21日に現地確認を致しました。・・さんは建設業を営んでおられまして、2筆の申請地と申請地横にあります自己所有地の山林等と一緒に資材置場に整備して会社の方に貸し付けるという事であります。

5m程度、盛土を行われますが、擁壁を設置するという計画で周辺の農地には何ら問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第46号5番と議案第47号15番は意見を付して進達致します。

続きまして、13番の説明を求めます。

事務局 はい、7頁をお願いします。13番 土地の所在

郷ノ浦町牛方触 字白鉾 の一部 地目 畑 面積 2,901㎡のうち345㎡

転用目的 農業用施設用地

譲渡人、.

譲受人、.

申請理由 転用許可を受けずに、令和3年3月、申請地に農業用倉庫とトイレを建築したため、今回、追認許可を申請します。というものです。

違反転用であった為に、令和3年6月4日に長崎県へ違反転用連絡票を提出した所、令和3年6月9日に転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人

の農業経営上必要不可欠なもの」に該当するという事で県より追認許可相当としての通知がきておりますので、申し添えておきます。

権利の設定内容は、贈与です。

農用地区域除外は県の同意を得て、平成23年1月19日に完了を致しております。農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は10頁から12頁です。9月21日に、・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・委員。

・・・委員

はい、皆さんお早うございます。担当の・・・です。

9月21日に・・・さんの立ち会いの下、現地確認を致しました。

去年の台風9号、10号の影響で農業用ハウスが2棟倒壊した後に転用許可を得ずに、農業用倉庫を建築して利用しているというものであります。

県からも追認許可相当と判断したという事でありますので、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第47号13番は意見を付して進達致します。

続きまして、14番の説明を求めます。

事務局

はい、14番 土地の所在

郷ノ浦町大原触 字女鳥 ・・・・ 地目 畑 面積 679㎡

転用目的 一般個人住宅

一般個人住宅の上限500㎡を超えておりますが、法面が195㎡ありますので、住宅地としての有効面積は484㎡となります。

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 現在、両親と同居しているが、年内に結婚の予定であり、申請地に住宅を建築したいので申請します。というものです。

権利の設定内容は、贈与です。

農用地区域除外は議案発送時には令和3年9月13日予定としておりましたが、16日に県の同意を得て完了を致しております。

農地の分類は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地であります。例外許可規定では居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（住宅、店舗、事務所、作業場等）。となっております。

この案件は、・・・さんが住宅として利用したいという事でありますので、例外規定に該当すると判断を致しております。

位置図、写真、配置図は13頁から15頁です。農用地区域除外時（6月21日）に、・・・委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。

事務局から説明のありました通り令和3年6月の定例会の折に農用地区域の除外申請の議案につきまして、承認を頂きました案件です。

次男の・・・さんは、平成25年に長崎から帰郷されまして現在、壱岐老健施設に勤務されておられます。

現在、ご両親と同居されておりますが、年内にもご結婚の予定で同居の家は手狭ということでありまして、申請地に住宅を建てたいという事です。

昨日電話でお父さんの方に確認した所、計画通りという事でありました。

合併浄化槽も設置される計画で平家建てですので、周辺農地には何も問題はないと思いますが、皆さん方のご審議よろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第47号14番は意見を付して進達致します。

続きまして、16番の説明を求めます。

事務局 はい、8頁をお願いします。16番 土地の所在

芦辺町諸吉二亦触 字西林 ・・・・ 地目 田 面積 69㎡

同じく ・・・・ 地目 田 面積 233㎡

計 田が2筆で302㎡

転用目的 農業用施設用地

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

申請理由 申請地に、農業用倉庫を建築したいので申請します。というものです。

権利の設定内容は、贈与です。

農振農用地区域内の農地で用途区分の変更が県の同意を得て令和3年7月13日に完了を致しております。

位置図、写真、配置図は19頁から21頁です。用途区分変更時（6月21日）に、・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・です。

事務局から今、説明のあった通りで今年の6月に農用地区域の用途区分の変更の折に、ご承認頂きました案件であります。

・・さんは新規就農をされ、花（ヒマワリ・菊）の栽培をされてありまして、その出荷作業場としての農業用倉庫を申請地に建築したいという事であります。

隣接農地とは、十分な距離をとっておりますので、何ら問題はないかと思えます。皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第47号16番は意見を付して進達致します。

続きまして、17番の説明を求めます。

事務局 はい、9頁をお願いします。17番 土地の所在

芦辺町箱崎中山触 字干拓 ・・・・ 地目 田 面積 6, 649㎡

同じく ・・・・ 地目 田 面積 6, 763㎡

計 田が2筆で13, 412㎡

転用目的 農地改良（盛土）

2602番の貸付人が2名おられまして1名が

・・・・・・（持ち分8分の7）

もう1名が・・・・・・（持ち分8分の1）

2603番の貸付人は

・・・・・・

借受人、・・・・・・

申請理由 満潮時の海面より農地が低いため、大雨時期には排水ができず、周辺の農地より低いこともあって、度々冠水するため盛土にて農地改良を行いたいので申請します。というものです。

権利の設定内容は、使用貸借です。

3年以内の一時転用であります。事業完了は来年3月に完了する見込みであります。

農振農用地区域内の農地で壱岐市より、この申請が農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない旨の意見書を頂いております。

位置図、写真、配置図は22頁から24頁です。

9月21日に、・・委員、・・会長、譲受人の従業員、それから株式会社・・・・・・会長立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・ ・ 委員 議長。

議長 はい、・ ・ 委員。

・ ・ 委員 皆さんお早うございます。地区担当の・ ・ です。内容につきましては、事務局から説明のあった通りでございます。もう少し話を戻すといわゆる芦辺港のフェリーとかジェットホイルが着いておりますターミナルの田舎で言ったらアズが溜まってアズ上げとか言うでしょう下を所謂、掘る事業があつて、結局フェリーなんかは横に離れる為にスクリュウが回るとゴリが湧く訳です。その計画が出まして、1万m³位掘り上げるそうです。・ ・ さんの現場監督が私達と一緒に畜産仲間の方ですから相談があつて、近場にほんの100m位の所に今、説明があったこの3人の圃場がある訳です。後の方の圃場は、話は長くなりますけど、皆様ご承知の様に大石の山形トンネルの時の泥を覆土されて1m位上がっております。ただ、ここの3人の地権者の所だけ、まだ1m位低い訳です。この前事務局と・ ・ 会長に立ち会ってもらいましたが、今年みたいな大雨の時には、飼料作物を作っていました、これも収穫皆無です。水が引かないです。だからその方に、一寸承諾をとってみるからと現場監督が近場に運んだ方が楽でしょう。そしたら承認が取れたという事で、このままでは、農作業の効率は悪いとそして収穫も出来ないという事で、現場監督が地権者と相談をされたそうです。1万m³からの一応塩抜きをしないと圃場にも入れられないので塩抜きをして、ここに覆土をする計画でございます。そういう事で、この前現場立ち会いを致しました。内容的には問題はないかと思しますので、ちゃんと計画をされて作業を進められると思いますので、皆さん方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、参考までに申し上げます。この件は、面積が広いので、県の方に私と事務局と説明に行くように致しておりますので、皆様の色々なご意見ございましたらここでお聞きしたいと思いますので、よろしゅうございますか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第47号17番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第48号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第49号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思っております。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第48号と議案第49号は一括して説明させていただきます。25頁をお願い致します。

議案第48号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

26頁から29頁の令和3年9月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、

再度25頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の10年間の田の新規が35筆で31,920㎡、田の更新が4筆で7,050㎡、畑の新規が12筆で18,746㎡、20年間の田の新規が7筆で6,362㎡、賃貸借権設定の合計が58筆で64,078㎡です。

使用貸借権設定の10年間の田の新規が3筆で3,390㎡、20年間の田の新規が1筆で900㎡、使用貸借権設定の合計が4筆で4,290㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、30頁をお願い致します。議案第49号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。31頁から35頁の令和3年9月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度30頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請によりまして、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第48号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第48号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であります。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第48号と議案第49号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、議案第50号「壱岐市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（変更）（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、36頁をお開き下さい。議案50号「壱岐市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（変更）（案）に対する意見について

農業経営基盤強化促進法第6条の規定により定められた「壱岐市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」について、変更に対する意見照会があったの

で、審議のうえ意見を付して回答する要がある。

新旧対照表の下線部分が変更となっておりますが、この表だけでは、ご理解が得られないと思ひまして、参考資料といたしまして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想全文を送付いたしておりました。

この資料の後ろから４頁目の令和３年９月農林課作成資料をご覧ください。

私の方から主な変更内容を説明いたします。

下から１０行目にあります。今回の基本構想の変更理由といたしましては、農業経営基盤強化促進法が改正となり、同法施行令第２条に基づき、市の基本構想の見直しが必要となったためであります。

農業経営基盤強化促進法施行令第２条とは令和３年４月以降の県の基本方針が変更されたことによりまして、市の基本構想の変更も必要になることの規定であります。次の頁をお願いします。

主な改正内容につきましては、４項目であります。

□営農類型の見直し

目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市で展開されている優良事例を踏まえつつ、個別経営体及び組織経営体（農業法人等）の各々において営農類型を全般的に見直し（Ｐ５～９）

□効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合の変更

県の目標修正に伴い市も修正になります。（Ｐ１０）

□農地中間管理機構の推進に関する事項の明記

農地の貸借については、農地中間管理事業の活用を優先させることが明記されております。（Ｐ１８）

□新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取り組み及び地域における推進体制の整備に関する追記

新たに農業経営を営む青年等への支援及び地域における推進体制について詳細に追記されております。（Ｐ１９）

以上、簡単であります但主な変更内容の説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第５０号は意見を付して回答致します。

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局

①１０月の定例会の日程 令和３年１０月２５日（月）９時～

②長崎県農業会議主催によります地区別農業委員会委員研修会が

１０月２８日（木）１４時から 壱岐の島ホールで行われます。

議長

皆さん方から何かございましたら、ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思ひますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。